

日時・場所	平成29年12月18日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、大藤議会議務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- 先週、議会の各会派から様々な要望や提案が提出された。予算に反映するなり、できない場合の説明など、できるだけ丁寧に対応すること。
そのなかで、市民病院整備に反対の会派からはリスクマネジメントをしてほしいという意見があった。リスクを挙げていただいたら対処について説明する旨伝えたが、具体的には挙げられなかった。例えば、医師が確保できなければ、患者数の減少、減益になるといったリスクが想定される。しかし、医師が確保できない状態が継続するわけではなく、すぐに対処することで回復して健全化できる。それを織り込んだものが現在示しているシミュレーションであると説明したのだが、どうも医師が確保できなければ永遠に確保できないということをおられるようである。そのようなことであれば市民病院整備事業は成立せず、市としては政策提案しませんでしたとになってしまう。これまで長年にわたる議会における議論の本質は、要するにあり得ないことを想定することを求められていたのである。例えば、運送会社の車が故障した場合、当然すぐに修理したり代車を入れたりして対応する。それを想定しなければ運送業は成立しない。今の議論は市民病院整備事業が成立しない絵を出せと言われていたようなもので、あり得ない。レジリエンスという言葉があるが、回復、常に動的で、事業を自ら修復・健全化していくことで物事は成り立っている。言葉は悪いが一度傷が付くとその傷は治らないままであるということをお想定されており、これでは議論が噛み合わない。市民病院整備についての議論が噛み合わないと言われることがあるが、我々が関わる事業はすべてレジリエンスを基本にしており、問題があれば回復し、常に健全化を図ることである。これは生物界にも組織にも言えることであり、日々様々な問題や課題が発生するが、補ったり差し替えたりして健全化することは当たり前のことである。常にそのような意識を持って仕事に取り組み、失敗をしてもそれで終わりではなく、常に改善や改革に努めること。
- 以前部長会議で、「一声掛けるつもりで」情報共有を図るようと言ったが、まだまだ庁内での情報共有が不足している。隠したりとか勝手に進めたりしているわけではなく、理解してもらっているという意識があるのかもしれないが、まだまだ連携できていないと感じる。こうしたことにより、組織内で資源が無駄になっている可能性がある。できるだけ組織のプラス面を生かすようにすること。連携不足ということは組織内で多様な考え方や積極性を吸い上げることができていない可能性がある。お互いが気遣いをして、力が合わさって伸びるように仕事をするよう心掛けること。

2. 報告事項

① 国、県及び関係機関等への要望活動の情報提供について

〔所管： 政策調整部〕

これまで「国県要望」、「湖南総合調整協議会のJR要望」及び「野洲湖南竜王総合調整協議会の知事要望」については、毎年その結果を庁議に付して、議会全員協議会に報告していたが、各部課や他の広域協議会等で実施された要望の結果は報告していない。

このため、市議会議員の改選により新たな構成となったことを機に、事務処理の統一化や効率化を図るため、庁議でとりまとめて実施する「国県要望」は、市が取り組む施策の中で、特に重要な事業の制度提案や予算確保を図ることを目的としており、その内容や結果を市議会全員協議会において報告し市議会とも共有を図るが、その他の要望活動については、制度や事業の見直しなどで大きな進展が図られた場合、予算が確保できて事業化が図られた場合、非常に重要な事項で市議会との共有が必要な場合等を除き、報告しないこととする。

② 「野洲駅南口周辺整備に係るJAおうみ富士との協議結果」について

〔所管： 政策調整部〕

市民病院整備に関する実施設計に進む前に、JAおうみ富士の支店や土地についての方針・考え方について、12月15日に最終確認を行った結果、平成26年10月に報告のあったとおり、「現JAおうみ富士野洲支店敷地内で新支店を整備することには変わりはない」旨を確認したので報告する。

→全員協議会では口頭による報告とするが、報告内容をJAに事前確認しておくこと。併せて、市長との協議に関する会議録についてもJAに確認しておくこと。

③ 平成30年度予算編成経過 当初要求の状況について（速報値）

〔所管： 政策調整部〕

平成30年度の予算編成にあたり、予算編成経過の透明化及び市民協働による予算編成を目的として、当初要求の状況を予算編成経過の速報値として公表を行う。

現在の要求状況は、一般会計の歳入で約183億2千万円、歳出で約208億8千万円で、約25億6千万円の歳出要求額の超過となっている。主な要因は市税の減収、社会保障関連経費等の増加等が挙げられる。なお、予算編成市民懇談会を平成30年1月14日（日）に開催予定である。

④ 第3回野洲市民病院整備運営評価委員会_会議結果報告書について

〔所管： 政策調整部〕

平成29年11月15日に開催された市民病院整備運営評価委員会において、①病院の基本設計について②健全経営計画(案)についての2点を審議いただいたので結果を報告する。

①に関しては、病棟におけるトイレの設置数、健康づくり活動スペースの確保、専門外来設置の考え方などの実施設計や運用策定段階における検討事項についての指摘や提案のほか、交流/商業施設や駅前との繋がりやにぎわいづくり等、周辺にわたる総合的な意見をいただいた。

②に関しては、各委員から独立行政法人化の方針を評価する意見を多くいただいたが、制度内容等について、関係者に対し丁寧に説明するよう求められた。また、地域包括ケア病床を圏域の中で先導的に取り組む必要について意見をいただいた。

これらに加え、今後の工程について、新病院の開院が平成33年春となることを確認いただいた。

⑤ 委任専決処分等の報告について

〔所管： 総務部〕

平成29年10月23日、野洲市比留田地先において発生した、台風により大破した公営ポスター掲示場による財物損壊事故2件に対し、損害賠償の額を定めるものである。

また、同日、野洲市小篠原地先において発生した、台風により転倒した駐車場バリケードによる財物損壊事故2件に対し、損害賠償の額を定めるものである。

いずれも専決日は12月6日であり、地方自治法に基づき今議会に報告する。

⑥ 公立園に勤務する嘱託保育士・幼稚園教諭等に係る報酬改定について

〔所管： 健康福祉部〕

本市では、待機児童の要因のひとつである保育士不足を解消するとともに、民間園で実施されている保育士等の処遇改善と同様に、市立園(幼稚園含む)の保育士等の処遇改善を図るため、平成30年度予算において、市立園に勤務する嘱託保育士や幼稚園教諭等の報酬を近隣市と同水準に増額改定する。

平成29年度の202,200円/月から22,800円/月を増額し、平成30年度は225,000円/月となる。勤務条件は、正規職員と同一勤務日数、時間となる。

→民間園で実施されている保育士等の処遇改善は国主導で実施している旨、明記すること。

⑦ 全員協議会への提出事項について

〔所管： 総務部〕

協議事項1件、報告事項10件、会議結果報告事項2件、連絡事項5件を12月度全員協議会へ報告する。

<追加報告>

- ・野洲市ほほえみやす21健康プラン（第2次）の策定に係るパブリックコメントについて

〔所管： 健康福祉部〕

前回の部長会議で提出した資料から、一部修正・追加があるので報告する。主な内容は以下のとおりである。

・本計画の期間は平成30年度から39年度までの10年間であるが、国の計画である「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」の終期が平成34年度となることから、市の計画についても必要があれば見直しを行う旨追記した。

・市民の健康状態や生活習慣のデータ、これまでの取組等から明らかになった課題について追記した。

3. 協議事項

① 野洲市立地適正化計画改訂案について

〔所管： 都市建設部〕

野洲市立地適正化計画については、平成29年3月に策定・公表し、当初の予定どおり平成29年度においては「居住誘導区域の設定」について検討してきたところである。

また、全国的に立地適正化計画の策定公表が進行するなかで、財務省・国土交通省が各市町の各立地適正化計画の実効性について精査を進めている状況であり、本市としても当該計画の内容については、野洲市民病院建設等に係る国の支援をより確実性のあるものとするため、国土交通省・県と随時

協議を実施している。

それに関し、当初の予定である「居住誘導区域の設定」に加え、国が示す「立地適正化計画策定の手引き」等で示される、課題の精査・目標、効果の定量化等に関する項目について、今回の改定案に盛り込むことで、当該計画の実効性強化を行うものである。

なお、目標値・効果の項目については、現在も国との協議を継続中であるため、その協議が終了後、速やかに改定素案を作成し、パブリックコメントを実施する。

② 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について

[所管： 都市建設部]

国において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号〔第7次地方分権一括法〕）の施行に伴う公営住宅法等の改正により、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務の緩和（収入申告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況により家賃を設定可能にできること）が取られたことから、市においても入居者の権利擁護の観点から、法改正を適用するべく条例改正を行うものである。

→総合調整会議でも指摘があったが、認知症である者等やそれに準ずる者かどうかの判断や条例を適用するかどうかの判断はどのようにするのか。

→国の通知に基づき、原則は手帳交付者、手帳が無い場合は診断書に基づき判断する。

4. その他伝達事項

- ・ 12月21日にオクトーバーフェスト実行委員会が開催される。市からは、環境経済部、政策調整部、教育委員会から担当職員が出席する。
- ・ 自治会に対し各種説明会を開催する場合は、自治会長はもちろん、学区の連合会長、場合によっては自治連合会会長へもお知らせすること。学校に関する情報もできるだけ自治会へお知らせすること。
- ・ 野洲駅北口駅前広場整備工事に伴い閉鎖していた階段およびエスカレーターについて、12月25日より利用を再開する。

5. 次回部長会議の予定

12月25日（月） 8時45分～ 庁議室